

春日井市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、春日井市が発注する建設工事における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、競争入札（総合評価落札方式による入札を除く。）に付す建設工事（修繕を含む。）のうち、設計金額が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

4 第2項に定める額の算定に当たっては、予定価格算出の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局積算基準又は愛知県企業庁積算基準及び歩掛表等に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告文又は指名通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価

格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月16日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約について適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約について適用する。

別表

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
一般土木工事等 (ただし下記に該当する工事等を除く)	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等(ただし、下記に該当する工事等を除く。)	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	